

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和4年11月7日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和4年11月7日(月)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	14名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 佐々木 隆
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	11番	北田 直喜	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	0名		
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	1名		
	加積地区	西田 八郎	
7. 議事録署名委員			
	6番	関口 卓司	7番 大崎 章博
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主査	本田 陽一	主事 小川 聡志
	主事	小林 智樹	

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度11月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番関口委員、7番大崎委員にお願いいたします。

議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が551㎡です。

【議案第36号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2 番： 事務局から説明のあったとおりである。譲渡人と譲受人は同一集落であり、これまでに引き続き管理等に活用してもらえるものと思っている。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見無し」の声あり）

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第36号は許可決定いたします。

議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は1件5筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が1,123㎡です。

それでは6ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げでご説明いたします。

【議案第37号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 事務局からの説明のとおりである。私が幼いころより家が建っていた土地である。相続により判明したということで、問題ないと思われる。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見無し」の声あり）

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第37号は意見決定いたします。
議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

8ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は2件4筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が961㎡です。

それでは9ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第38号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 1件目については、事務局の説明の通りです。道路側はすでに駐車として使用しているようであり、まだ第3種農地でもあるため許可妥当と考える。

11番： 2件目については、周囲も新興住宅であり農作業はできない。小

学校も近くにあり、交通の便も良いため転用も妥当と考える。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7 番： 2 件目について、融雪装置はついているのか？

事務局： 申請書の添付書類に図面があり、融雪のための消雪パイプを設置するようである。

7 番： 消雪の水源はどこか。

事務局： 井戸を新規に掘るようである。

11 番： 大雪で消雪装置が間に合わない場合は、地元業者に除雪をしてもらうようである。

議 長： その他に意見がないようならば、申請通り意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第38号は意見決定いたします。

議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全2件、8筆、14,749 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第39号は決定いたします。
これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外について（令和4年9月受付分）
・非農地通知について
・富山県農業委員会大会について
・農地利用意向調査について
・農業者意見交換会について
・農業員会視察研修について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時12分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲受人が、以前から管理していた農地の所有権を取得するものであり、実際の耕作状況は、これまでと変化なし。権利移転後は、申請地で、自家野菜の栽培を行う予定であり、申請地の周辺の農地は、譲受人の農地であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、10月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第37号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね49haの一団の農地の区域内にあり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	農家であった申請者の両親がおよそ40年前に自宅と農機具倉庫を建設した。このたび相続により地目が「田」であることが判明したため、これを是正します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら農家住宅敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農家住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農家住宅敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう十分に配慮されます。 雨水排水については近くの側溝へ放流し、生活雑排水については公共下水道施設を利用しており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、インターチェンジ出入口から300m以内にあり、公共施設整備済区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は医療施設を開院する予定であり、市内東部地区と西部地区を調査したところ、西部地区の資料施設が少なく、また自宅からの距離も近いことから、内科・呼吸器内科クリニックを建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、医療施設として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、医療施設の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水については、公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に魚津病院とやまざき歯科クリニックが存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は不動産業であり、子育て世代から住宅建設用地の引き合いが多いため、需要に応じて注文住宅敷地として販売する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、農地法施行規則第47条第1項第5号への規定に該当するものであり、問題ないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水については、公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		